慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法四三一〕 青色発光ダイオードに関する職務発明についての特許を受ける権利が会社に承継されたことが認められた事例 (東京地裁平成一四年九月一九日中間判決)
Sub Title	
Author	諏訪野, 大(Suwano, Oki) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.4 (2003. 4) ,p.65- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030428-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　四三一〕

青色発光ダイオードに関する職務発明についての特許を受ける権利が会社に承継されたことが認められた事例

（平成一三年（ワ）一七七七二号、特許権持分確認等請求事件、平成一四年九月一九日東京地裁中間判決。判例集未登載、最高裁判所ホームページ http://www.courts.go.jp/index.htm 知的財産権判決速報）

〔判示事項〕

本件発明は職務発明に該当し、特許法三五条にいう「勤務規則その他の定」に該当する社規が存在したほか、遅くとも本件発明がされる前までには、職務発明について会社が特許を受ける権利を承継する旨の黙示の合意が成立していたと認められ、また、本件発明の特許を受ける権利については、原告と被告会社との間で、これを被告会社に譲渡する旨の個別の譲渡契約も成立していたと認められるため、本件発明についての特許を受ける権利は、特許法三五条の規定の効果として、発明者から会社に承継されたものというべきである。

〔参照条文〕

特許法三五条

〔事　実〕

Y会社は、蛍光体や電子工業製品の部品・素材の製造販売及び研究開発等を目的とする株式会社である。Xは、Y会社の元従業員であり、現在、カリフォルニア大学サンタバーバラ校の教授である。Xは、昭和五四年三月、徳島大学工学部修士課程を卒業後、Y会社に入社し、半導体発光素子等の研究・開発に従事した。

Xは、平成二年九月ころ、窒素化合物半導体結晶膜の成長方法に関する発明である、本件発明を発明した。

Y会社特許室は、平成二年九月ころ、保全依頼書に替わる定型書式の「特許・実用新案登録出願依頼書」（以下「出願依頼書」という。）を作成し、同室に備え置くこととした。出願依頼書の表紙裏側には、「譲渡証書」と題された書式が印刷されている。標題として冒頭部に「譲渡証書」と印刷され、記入年月日の欄に続いて、不動文字で「譲受人　徳島県阿南市上中町４９１番地１００　日亜化学工業株式会社　代表者A殿」と印刷され、次いで、「譲渡人」と印刷された欄には、不動文字による「住所　徳島県阿南市上中町４９１番地１００　日亜化学工業株式会社本社工場内」との印刷に続いて、「氏名」「印」と印刷され、発明者・考案者である従業員が氏名を署名し、印章を押捺するための空欄が設けられている。そして、同書面の下部には、不動文字で「下記の発明又は考案について、特許又は実用新案登録を受ける権利の持分の全部を日亜化学工業株式会社に譲渡したことに相違ありません。」と印刷され、次いで「記　発明・考案の名称」と印刷され、発明者・考案者が発明・考案の名称を記入するための空欄が設けられている。

本件発明について原告から提出された出願依頼書には、表紙表側の日付チェック欄の「特許室受」欄に「Ｈ２９／18」と記入され、「発明・考案の名称」欄に「ＭＯＣＶ－Ｄ成長装置と成長方法」と記入され、「発明・考案者」の欄には「Ｎ」と鉛筆書きで署名され、「発明・考案の概要」の欄には「基板に並行又は傾斜して反応ガスを吹き付けて結晶成長させる」と記入されている。表紙裏側の「譲渡証書」においては、「譲渡人欄」の「氏名」に「Ｎ」と鉛筆書きで署名されており、押印欄に印章は押捺されていない。これらの記載のうち、表紙表側の「発明・考案者」欄及び表紙裏側の譲渡証書の「譲渡人氏名」欄の鉛筆書きの「Ｎ」の署名は、いずれも原告自身により自署されたものである。また、本件発明については、原告から明細書作成用紙を用いて作成された一一頁にわたる詳細かつ長文の明細書の草稿が提出されているところ、そこに記載された内容は、表紙上部欄外に「’90／９／17」と記載されている部分を除き、すべて発明者である原告自身が自ら記載したものである。

Y会社は、平成二年一〇月二五日、本件発明につきXを発明者、Y会社を出願人として特許出願をし、平成九年四月一八日、Y会社を特許権者として設定登録（特許第二六

二八四〇四号）を受けた（その後、本件特許権については、特許異議（平成一〇年異議第七〇〇三六号）の手続において、訂正請求がされ、明細書の「特許請求の範囲」の記載等が訂正された）。

本件発明の特許出願の後もXは多数の発明をし、これらについても出願依頼書を用いてY会社内の出願事務が行われたが、その中で作成された出願依頼書の中には、表紙裏側の「譲渡証書」の譲渡人欄に、Xがボールペン又は万年筆で署名した上でスタンプ印（いわゆるシャチハタ・ネーム）を押印したもの、Xが署名した上でスタンプ印を押印しているが、共同発明者である他の従業員は署名しているだけで押印していないものなどが混在している。

本件発明の前後を問わず、本件発明を含むXの発明に係る多数の特許が、Y会社を出願人として特許出願され、Y会社名義で設定登録されており、出願費用および設定登録された後の更新料等の維持費用もすべて被告会社により負担されていた。Xは、本件発明を含むこれらすべての発明につき、「発明・考案及び業務改善提案規定」と称する昭和六〇年改正社規第一七号の付則一一の定める基準に従って、特許出願時に一万円、設定登録時に一万円（合計二万円）の褒賞金を受け取っている。Xは、平成一一年末に退社し、現職に就いた。

Xは、平成一三年八月二三日、本件発明についての特許を受ける権利は、本件発明の完成と同時に発明者であるXに原始的に帰属し、その後、現在に至るまでY会社に承継されていないと主張して、Y会社に対し、本件特許権について持分一〇〇〇分の一（共有持分）の移転登録を求めるとともに、Y会社が本件特許権を過去に使用して得た利益につき不当利得の返還の一部として、一億円及び遅延損害金の支払を求め提訴した（主位的請求）。また予備的に、仮に本件発明についての特許を受ける権利が職務発明としてY会社に承継されている場合には、特許法三五条三項に基づき、発明の相当対価の一部請求として、本件特許権について持分一〇〇〇分の一（共有持分）の移転登録並びに一億円及び遅延損害金の支払を求め（予備的請求その一）、さらに、仮に、特許法三五条三項に基づく対価請求として、特許権の一部（共有持分）の移転登録を求めることが許されない場合には、同項に基づき、発明の相当対価の一部請求として、二〇億円及び遅延損害金の支払を求めている（予備的請求その二）。

〔中間判決判旨〕

本件発明に係る特許を受ける権利が承継された旨をいう

Yの主張は、理由がある。

「特許法三五条二項の定める『契約』であるためには、職務発明についての特許を受ける権利若しくは特許権を使用者等に帰属させるという点で、従業者等と使用者等との間で意思の合致があれば足りるものであって、両者において、その前提として特許を受ける権利が原始的に従業者等に帰属することを共通して認識した上で、更にこれを従業者等から使用者等に移転するという認識をも共通して有することを要するものではない。けだし、特許法三五条二項ないし四項は、権利を使用者等に帰属させた場合に、従業者等に相当の対価の支払を受ける権利を保障することによって、両者の間の利害を調整することを内容とする規定であり、『相当の対価』の額は、裁判所によって客観的に決定されるものであるから、そこでは、権利を最終的に使用者等に帰属させることが決まってさえいればよいのであり、当事者が権利の移転経緯を認識していることは重要でないからである。また、一般に、権利の移転を内容とする契約においては、最終的な権利の移転先についての合意が成立していれば足りるものであって、契約時における権利の帰属についての認識は、契約の成立のための要件ではないというべきであり、このことは、民法が他人の物の売買において、売買の目的物の所有権の帰属についての認識が真実と異なる場合であっても、売買契約の成立を認めていることに照らしても（民法五六〇条ないし五六四条参照）、明らかである。」

「特許法三五条所定の『契約、勤務規則その他の定』に該当する契約等に相当対価に関する条項が置かれており、当該条項の内容が同条三項、四項の趣旨に反するものであったとしても、従業者等は、対価の不足額を請求することができるにとどまり、条項の不当性を理由として、当該契約等による特許を受ける権利等の使用者等への承継の効果を争うことはできないと解するのが相当である。」

「職務発明について使用者等が特許を受ける権利ないし特許権を承継することができるのは、契約のみならず勤務規則その他の定めに基づく場合でも認められるものであって、使用者等のこのような地位は特許法三五条により使用者等に与えられた法定の権利というべきである。したがって、仮にそれが契約に基づくものであった場合にも、同条の効果としてこれらの権利が使用者等に承継された後においては、もはや発明者たる従業者等は同条三項、四項の規定により相当対価の支払を求めることができるのみであって、債務不履行による契約解除等を理由として権利の承継

の効果を覆すことは、特許法の予定しないこととして許されないと解するのが相当である。」

〔研　究〕

中間判決判旨賛成。

一　本件は、世界的に画期的な発明である青色発光ダイオードを開発した現カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授であるXが、開発当時に勤務していたY会社に対して起こした訴訟の中間判決（民事訴訟法二四五条）であり、Xが、特許法三五条三項にいう「相当の対価」として二〇億円を予備的に請求したこともあって注目が集まり、報道にも多く取り上げられている。

現行特許法は、旧特許法（大正一〇年法律九六号）を昭和三四年に全面改正したものであるが、職務発明規定をどのようにするかについては、その改正審議会において、「一番最初にとり上げられ、最後になって漸く結論をみたほどの難問」であったという（特許庁編『工業所有権制度改正審議会答申説明書』二〇頁）。二〇〇二年七月に知的財産戦略会議が発表した知的財産戦略大綱においても職務発明制度の再検討が盛り込まれ（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html#3-1-2-1）、また、わが国と同様に、特許を受ける権利を従業者等に帰属させる法制を採るドイツにおいても、従業者発明法（Gesetz über Arbeitnehmererfindungen）という単行法を設け、詳細な規定を有しているにもかかわらず数多くの問題が現れるため、大幅な改正法案が示されるなど（拙稿「ドイツの従業者発明法改正法案」外国の立法二一二号三七頁）、職務発明に関する課題は多い。

他の先進諸国では従業者に特許を受ける権利を原始的に帰属させるという法制を採らない。たとえば、英国においては、職務発明は使用者に属することとされ（Patent Act 1977 三九条）、その発明の特許が使用者に著しい利益をもたらした場合などには従業者は使用者に対して補償請求権を有するとされている（同法四〇条・四一条）。また、右のドイツ従業者発明法においても、従業者は使用者に職務発明を通告する義務がある一方（五条）、使用者はその職務発明を自己のものとするための無制限請求ができ（六条）、その結果として職務発明に関するすべての権利が使用者に移転する（七条）と規定する（改正法案は手続要件の緩和・簡素化、発明補償額の明示などが中心である。）。この意味で、本件のような問題はわが国に特有の問題であると言えよう。

二　特許法三五条三項四項の趣旨について

中間判決は、その判断の冒頭において、「相当の対価」を定める特許法三五条三項および四項が強行規定であり、その額については、最終的には、司法機関である裁判所により、同条四項に規定された概括的な基準の下で、個別の事案における具体的事情を総合考慮して定められる旨等を強調して述べるが（「第四　当裁判所の判断」中、一および二）、これらの事柄は特許を受ける権利の承継が存することが前提であり、したがって主位的請求に対する判断以前に現れるものでないことに注意すべきである。すなわち、本件発明についての特許を受ける権利が、本件発明の完成と同時に発明者であるXに原始的に帰属し、その後、現在に至るまでY会社に承継されていないと主張して、Y会社に対し、本件特許権につき持分一〇〇〇分の一（共有持分）の移転登録を求めるとともに、Y会社が本件特許権を過去に使用して得た利益につき不当利得の返還の一部として、一億円及び遅延損害金の支払を主位的請求としてXが求めていた点に対して、「本件発明についての特許を受ける権利は、特許法三五条の規定の効果として、発明者である原告から被告会社に承継されたものというべきであるから、この旨をいう被告の主張は、理由がある。」としたのが今回の中間判決である。つまり、「相当の対価」は中間判決における直接的判断事項ではない。したがって、本件発明が職務発明に該当するかどうか、ならびに本件発明に係る特許を受ける権利のXからY会社への譲渡が認められるかどうかが中間判決の焦点である。

三　本件発明の職務発明該当性について

特許法三五条一項は、「使用者、法人、国又は地方公共団体（以下『使用者等』という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下『従業者等』という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下『職務発明』という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。」と規定する。中間判決は、本件発明につき「被告会社は、蛍光体や電子工業製品の部品・素材の製造販売及び研究開発等を目的とする会社であり、原告は、被告会社で半導体発光素子等の研究・開発に従事していたものである。そして、本件発明は、平成二年九月ころ、原告が被告会社の従業員として在職中にしたものであり、窒素化合物半導体結晶膜の成長方法に関する発明である。以上によ

れば、本件発明は、被告会社の業務範囲に属し、その従業員である原告の職務に属する行為として行われたものである」として、その職務発明該当性を認めた。また、Xの「本件発明は、被告会社社長の青色発光ダイオードの研究を中止して高電子移動度トランジスタの研究をするようにとの業務命令に反して、原告が行ったものであるから、職務発明に該当しない」という主張に対しては、「原告は、原告の被告会社における勤務時間中に、被告会社の施設内において、被告会社の設備を用い、また、被告会社従業員である補助者の労力等をも用いて、本件発明を発明したのであるから、原告主張のような事情が存在するとしても、本件発明を職務発明に該当するものと認定する妨げとなるものではない。」との判断を示した。Xが「従業者等」に、Y会社が「使用者等」に、また青色発光ダイオードの開発がY会社の業務範囲に属することは疑いないところである。よって、中間判決が研究中止の業務命令が職務性を否定するものでないとした点について検討する。

「職務」該当性の判断は使用者等と従業者等との具体的な関係を勘案して、個別的に判断が行われ、使用者等から具体的な指示を受けたもののみを指すわけでないことはこれまでの裁判例において明らかにされてきた（発明をすべき命令等をとくに受けていなくとも技術担当取締役に生産性向上のための技術改良任務を認めた事例として最判昭和四三年一二月一三日民集二二巻一三号二九七二頁。マホービンの製造・販売を業とする会社の商品試験所長がなしたステンレス鋼製マホービンに関する発明を職務発明と認めた事例として大阪地判平成六年四月二八日判時一五四二号一一五頁。なお、琺瑯製品販売会社の市場開発・販売企画に従事する取締役がなした琺瑯製和風浴槽に関する考案について企業の業務範囲に属するが職務には属さないとした事例として東京高判昭和四四年五月六日判タ二三七号三〇五頁。）

Xは研究中止の業務命令があったことを理由に職務発明該当性を否定するが、この点を反面から解すれば、Xも業務命令がある前までの研究活動が職務に当たることを認めていると言える。また、仮に研究中止の業務命令がなく青色発光ダイオードに関する発明が完成したとすると、この場合に職務発明となることに異論はないであろう。研究中止の業務命令を受けた後もXが同一の研究を使用者であるY会社の設備やその従業員である補助者を用いて継続しており、青色発光ダイオードに関する研究の職務性は業務命令後も連続していると解すべきである。

四　本件発明に係る特許を受ける権利の譲渡について

Xは出願依頼書の「譲渡証書」に署名しているが、次のような種々の反論を述べ、特許を受ける権利のY会社への譲渡がなかったと主張する。すなわち、①本件発明のされた当時、本件発明についての特許を受ける権利が原始的にXに帰属しているとの認識を欠いていたから、これをY会社に譲渡する旨の意思表示をするはずがなく、Y会社においても、同様に本件発明の特許を受ける権利がXに帰属するとの認識を欠いていたから、Xからその譲渡を受ける旨の意思表示をするはずがない、②Y会社は、出願依頼書の「譲渡証書」欄を、特許庁からの問合せがあった場合に備えての形式上の書類と考えていたから、これにより譲渡契約が成立するはずがなく、また、署名が鉛筆書きでされ、押印もされていない外形から見ても、Xが譲渡意思を持って同書類を作成したものでない、③仮に、出願依頼書の表紙裏側の譲渡証書が、本件発明の特許を受ける権利に関するXの譲渡意思を表示するものであったとしても、Xは内心は権利を譲渡するつもりがなく、譲渡証書に署名しても契約の効力を生じないと考えてこれに鉛筆で署名したものであり、Y会社はそのことを知っていたから、民法九三条但書の適用（心裡留保）により、当該譲渡契約は無効である、④X及びY会社の双方とも、本件発明についての特許を受ける権利はY会社に原始的に帰属しているものと誤解しており、同権利がXに帰属しているとの認識を欠いていたから、同権利の譲渡契約は、XおよびY会社双方の共通錯誤により無効であり、仮に共通錯誤に該当しないとしても、Xには動機の錯誤があり、しかもその錯誤は主としてY会社の不正確な法知識によって惹起されたものであるから、少なくともXによる承諾の意思表示は錯誤により無効である、⑤譲渡の対象である本件発明の経済的価値は少なくとも一億円であるのに対し、それに対して支払われた対価は実質零円であって、著しく均衡を欠くから、本件発明の特許を受ける権利の譲渡契約は、強行規定である特許法三五条に違反し、その点がXに明示されていなかった点において労働基準法一五条一項にも違反するものであるから無効であり、また、民法九〇条（公序良俗違反）によっても無効である、⑥本件訴訟において予備的請求として相当対価の一部として二〇億円の支払を請求していることに関連して、訴状の送達により二〇億円の支払の履行が催告され、Y会社が履行遅滞に陥っているところ、口頭弁論期日における準備書面の陳述により譲渡契約を解除したので、本件発明の特許を受ける権利（ひいては特許権）はXに帰

属する、というものである。

中間判決は、①につき「『譲渡証書』には、不動文字で『下記の発明又は考案について、特許又は実用新案登録を受ける権利の持分の全部を日亜化学工業株式会社に譲渡したことに相違ありません。』と印刷されているところ、原告は自ら、その譲渡人欄に『N』と鉛筆書きで自署しているものであり、原告と被告会社との間で、本件発明の特許を受ける権利を原告から被告会社に譲渡する旨の意思表示の合致があったことを、明確に認定することができる。」、②につき「そもそも譲渡契約は一定の方式で行うことを要件とする法律行為（要式行為）ではなく、また、譲渡証書における譲渡人の署名・押印欄については、他にも署名だけで押印を欠いた例が見られるなど……、必ずしも決まった形式が要求されていなかったと認められるから、原告の自署が鉛筆書きであり押印もされていないことは、原告が署名された書類の文言に従った意思表示を行ったとの認定の妨げになるものではない。」、③につき「本件においては、原告が、本件発明についての特許を受ける権利を被告会社に譲渡する意思で譲渡証書に署名したものと明確に認定することができるから、表意者である原告が契約としての効果を生じないと考えて意思表示をしたということはできない。したがって、本件においては、そもそも、民法九三条適用の前提を欠く。」、④につき「本件発明については、……出願依頼書……の表紙裏側の『譲渡証書』には、不動文字で『下記の発明又は考案について、特許又は実用新案登録を受ける権利の持分の全部を日亜化学工業株式会社に譲渡したことに相違ありません。』と印刷されており、その譲渡人欄に原告が氏名を自署しているのであるから、被告会社及び原告の双方とも、本件発明の特許を受ける権利が原告に帰属することを前提として、これを被告会社に譲渡する意思で上記譲渡証書を作成したものというべきである。したがって、原告の錯誤の主張は、その前提を欠くものである。」、⑤につき「特許法三五条所定の『契約、勤務規則その他の定』に該当する契約等に相当対価に関する条項が置かれており、当該条項の内容が同条三項、四項の趣旨に反するものであったとしても、従業者等は、対価の不足額を請求することができるにとどまり、条項の不当性を理由として、当該契約等による特許を受ける権利等の使用者等への承継の効果を争うことはできないと解するのが相当である。また、……特許法三五条所定の『契約、勤務規則その他の定』には、労働基準法の対象となる労働契約以外のものも含まれるものであるから、同条所定の『契約』

について労働基準法が直ちに適用されるものではないし、特許法三五条三項、四項の規定を強行規定と解する以上、労働基準法一五条一項の定める明示の要件がそのまま妥当するものでもない。」、⑥につき「職務発明について使用者等が特許を受ける権利ないし特許権を承継することができるのは、契約のみならず勤務規則その他の定めに基づく場合でも認められるものであって、使用者等のこのような地位は特許法三五条により使用者等に与えられた法定の権利というべきである。したがって、仮にそれが契約に基づくものであった場合にも、同条の効果としてこれらの権利が使用者等に承継された後においては、もはや発明者たる従業者等は同条三項、四項の規定により相当対価の支払を求めることができるのみであって、債務不履行による契約解除等を理由として権利の承継の効果を覆すことは、特許法の予定しないこととして許されないと解するのが相当である。」として、すべて採用しなかった。

①ないし④については、もっぱら民法上の意思表示の問題である。中間判決は、不動文字で「下記の発明又は考案について、特許又は実用新案登録を受ける権利の持分の全部を日亜化学工業株式会社に譲渡したことに相違ありません。」と印刷されている譲渡証書にXが署名している点を重視している。Xは署名が鉛筆でなされていたことや押印がないことなどを理由に譲渡意思の不存在もしくは意思と表示の不一致を主張するが、中間判決の述べる通り、譲渡契約は一定の方式で行うことを要件とする法律行為ではない。

⑤については、強行規定である特許法三五条三項違反が特許を受ける権利の譲渡契約を無効にしうるかが問題となっている。同項が強行規定であることから、契約、勤務規則その他の定の条項に定めた報酬額が法の定める相当対価額に不足していた場合、従業者がその不足額を請求できることは従来から説かれ（青柳昷子「職務発明(2)――対価請求権（特許・実用新案）」『裁判実務大系(9)工業所有権訴訟法』二九四頁、福田親男「職務発明」『民事弁護と裁判実務八』三七八頁）、裁判所が実際に算定を行った例も少なくない（東京高判平成一三年五月二二日判時一七五三号二三頁、大阪高判平成六年五月二七日判時一五三二号一一八頁、大阪地判平成六年四月二八日判時一五四二号一一五頁、東京地判平成四年九月三〇日判時一四三三号一二九頁など）。Xも予備的に相当対価の不足額として二〇億円を請求していることは既述の通りであるが、中間判決の述べる通り、同項違反が譲渡契約を無効にするとは考えられ

ない。

そもそも、同項が定めるのは、特許を受ける権利を承継させたときに相当の対価の支払いを受けることであり、承継の効果を生ずる譲渡契約は同項の前提とされているのであって、法的な次元を異にするものであることは条文の文言上明らかである。また、Xは労働基準法一五条一項違反を主張するが、同項は「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」としているのであり、この点、Y会社は昭和六〇年改正社規則第一七号の付則一一において褒賞金額等を明示している（金額の妥当性は、労働条件の明示の有無とは次元が異なる。）。加えて、Xは、本件発明の特許を受ける権利の価値と支払われる対価とが著しく均衡を欠くものであるから公序良俗違反（民法九〇条）であるとする。しかし、相当対価の金額を最終的に決定できるのは裁判所であり、そのことを可能にするのが特許法三五条三項の強行規定性であって、このような主張は同項の強行規定性を逆に軽んずるものであろう。

⑥については、中間判決が述べる通り、特許法の予定しないことである。特許権は、審査を経て設定登録により発生し（特許法六六条）、その移転等についても登録は対抗要件ではなく効力発生要件となっている（特許法九八条）。特許権は、特許権者以外はたとえ個別に発明をなしたといえどもその実施をした場合には特許権侵害となる絶対的な排他的独占権であって、それゆえ特許原簿への登録がなされていることは、権利の所在、発明の内容を明らかにし、権利者はもとより他の研究開発者や利用者にも資するものである。特許法は、発明者の保護にも注意を払うが、終局的には権利者を保護するものであり、特許を受ける権利および特許権の移転が認められる以上、発明者と権利者が異なることは当然にありうることである。したがって、契約解除により特許を受ける権利、ひいては特許権が自己に帰属するというXの主張は認められるべきでない。近時、特許を受ける権利が共有である場合に、他の共有者の持分譲渡を実際には受けていない一共有者がなした冒認出願により付与された特許権について、真の権利者が求める特許権持分の移転登録手続請求を最高裁が認めた（最判平成一三年六月一二日民集五五巻四号七九三頁）。しかし、この事件においては、冒認出願者が他の共有者の印鑑を承諾を得ずに用いて譲渡証書を作成していたり、他の共有者が特許権の設定登録に先立って、特許を受ける権利の持分を有することの確認を求める訴訟を冒認出願者に対し提起してい

たことなどの特殊な事情が認められ、⑥のような特許を受ける権利の承継後の譲渡契約解除による遡及的な権利変動を射程に含んでいない（実際、最高裁の当該判決文も「本件の事実関係の下においては」との限定を付している。）。

Xの主張するように、特許を受ける権利がY会社に承継されていないとすると、そのことは特許無効審判請求事由となる（特許法一二三条一項六号）。青色発光ダイオードの特許に関しては多数当事者による複雑な係争があり（竹田和彦『特許はだれのものか』一〇五頁）、Xの主張は本件特許の無効を導くおそれを有するものであって、Xの利益に資するとは思われない。また、移転登録請求の対象を特許権の持分一〇〇〇分の一（共有持分）とする理由も全く明らかでない。特許を受ける権利はXとY会社との共有でなかったのであるから、移転登録請求は特許権自体となるのが自然であろう。加えて、「相当の対価」としての移転登録請求は立法者意思に反する。旧特許法が「補償金」という表現を使用しているのに対し、現行法が「対価」としたのは、内容自身を変更したわけでなく、補償金というのは一般に公権力により権利の制限を受けた場合に使用されるのであって、自由意思によって譲渡したような場合にはむしろ対価という表現が適切であるので改めたからである（前掲『工業所有権制度改正審議会答申説明書』二三頁）。

なお、中間判決は、本件発明がされる前までにY会社と従業員との間で、職務発明については特許を受ける権利が被告会社に承継される旨の黙示の合意（停止条件付き譲渡契約）が成立していたと認めているが、本件発明に係る特許を受ける権利の譲渡が個別的に認められるのであるから、主意的請求の判断において右の黙示の合意の認定までは特に必要がないとも言える。ただし、「相当の対価」の判断を示す終局判決において、黙示の合意の存在が何らかの影響を有する場合が存するために判断がなされた可能性もあり、この点については終局判決を待ちたい。

五　以上のように、本件発明は職務発明に該当し、本件発明に係る特許を受ける権利は有効にY会社に譲渡されていると認められ、中間判決に賛成する。

諏訪野　大

（付記）脱稿後、判決文は判例時報一八〇二号三〇頁に掲載された。なお、同誌では、原告が「中村修二」と記されるなど、関係者が実名で掲載されている。